**愛知県高等学校等奨学金**

**令和４年度募集の御案内**

愛知県では、高等学校等に在学する生徒の修学を支援するため、生徒本人に対して奨学金の貸与を行っています。

奨学金の貸与を希望される方は、在学する学校に申し出てください。

１　申込みの方法

申請書類を在学している学校から受け取り、学校へ提出してください。（予約採用決定者も同様）

２　申込み期限

令和４年６月３日（金）まで（予約採用決定者も同様）

３　奨学金の概要

(1) 貸与月額及び返還期間

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 貸　与　月　額 | 返還期間 | 左記と選択できる月額 | 返還期間 |
| 国公立校 | 自宅通学 | １８，０００円 | １０年 | １１，０００円 | ６年 |
| 自宅外通学 | ２３，０００円 |
| 私立校 | 自宅通学 | ３０，０００円 | １２年 |
| 自宅外通学 | ３５，０００円 |

(2) 返　　還

卒業後（又は退学や転学などで在学しなくなった後）半年後から貸与月額に応じた返還期間で返還（原則、月賦・半年賦・年賦のいずれかによる均等返還）

(3) 返還猶予

・　卒業後も、大学、専門学校等の教育機関に在学中は申請により返還を猶予します。

・　低所得世帯の方を対象に、奨学生本人の収入が一定の額に達しない間は、申請により返還を猶予します。（平成２４年度卒業生から対象）

４　貸与の対象となる方

次の(1)及び(2)に該当することが必要です。

(1) 親権者又は未成年後見人が県内に在住し、高等学校・専修学校高等課程に在学の方

(2) 経済的要件（次の(ｱ)又は(ｲ)に該当することが必要です。）

(ｱ)令和３年度に高等学校等奨学金の貸与予約決定を受けた方

(ｲ)父母等の課税標準額（市町村民税所得割の課税総所得金額）の合計額から一定額控除（\*）後の額が２３０万円以下の方（前年に貸与予約申請をされ不採用となった方も、(ｲ)を満たしていれば採用される可能性がありますので、貸与を希望する場合は申請してください。）

\*父母等の扶養親族のうち、令和４年１月１日時点で０歳～１５歳の方一人につき３３万円、１６歳～１８歳の方一人につき１２万円を課税総所得金額から差引く。

５　問合せ先

愛知県教育委員会　高等学校教育課　奨学グループ（電話052-954-6785(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)）